## 平成 1 3 年度当初予算 基本事務事業目的評価表

[基本事務事業名] 激甚災害時医薬品供給対策事業(1002)

 [評価年月日]
 平成 12 年 10 月 31 日

 [主担当部課名]
 健康福祉部薬務食品課

[記入課名・課長名・電話] 薬務食品課 河瀬勝義 059-224-2347

1 総合計画の政策体系上の位置づけ

政策: 安全な生活の確保( 1 )

施策: 防災対策の推進( 1 )

総合計画の目標項目: 災害医薬品等備蓄

波及効果・副次的効果を及ぼすと考えられる施策:

- 2 基本事務事業を巡る環境変化(過去 現状 将来)
  - ・阪神淡路大震災の経験から、震災時対策の重要性が再確認された。
  - ・生活環境の変化により、さらなる震災時の被害の増大、複雑化が予想される。

### 3 基本事務事業の目的と成果

#### 3-(1) 対象と意図(何をどういう状態にしたいのか)

激甚災害発生後2日間、被災者の治療に必要な医薬品等を全県内に供給する体制を確立するとともに、3日目以降も関係団体の協力を得て、県外からの救援医薬品等の円滑な供給体制を確立する。

## 3-(2) 成果指標名・成果指標式(総合計画の目標項目には\*を付す)

指標名 医薬品備蓄率

指標式 \*

医薬品備蓄率 = 医薬品備蓄量 / 医薬品備蓄必要量

変更した場合の成果指標名・成果指標式

# 3-(3) 設定した成果指標に関する説明(指標動向に影響する要因、指標の有用性、設定の理由など)

東南海地震の被災想定人員4万人の治療に必要な医薬品等を備蓄し、これを迅速に各被災地域に供給する。備蓄・供給には、医薬品卸業協会など関係団体・関係機関の協力が必要である。

#### 3-(4) 結果(施策における2010年度の目標)

災害直後の初動期(2日間)に必要な医薬品を県災害医薬品備蓄センター及び医薬品卸売業者による流通備蓄により、県内5カ所に備蓄する。また、3日目以降に必要な医薬品を円滑に供給するため、各関係団体との協力体制を構築します。

#### 4 基本事務事業の評価

#### 4-(1) 前年度(H111年度)における基本事務事業の結果評価

前年度に行った内容と成果

県災害医薬品備蓄センター 1ヵ所 160品目(備蓄量1/2)

医薬品卸業者による流通備蓄センター 5ヵ所 140品目

医療機器卸業者による流通備蓄センター 3ヵ所 41品目

災害時医薬品供給実務マニュアルの作成

前年度に残った課題

歯科用医材の備蓄

災害時医薬品供給マニュアルの改訂

## 4-(2) 本年度(H12年度)における基本事務事業の見込み評価 本年度行っている内容と本年度終了時に見込まれる成果

県災害医薬品備蓄センター 1ヵ所 164品目(備蓄量1/2) 医薬品卸業者による流通備蓄センター 5ヵ所 140品目 医療機器卸業者による流通備蓄センター 3ヵ所 41品目 歯科材料・医薬品卸業者による流通備蓄センター 3ヵ所 31品目 災害時医薬品供給マニュアルの改訂

#### 本年度残ると思われる課題

災害時医薬品供給実務マニュアルの改訂 マニュアルに基づく災害医薬品供給訓練の実施

#### 5 基本事務事業の改革方向

災害医薬品供給システムの適切な運用を図るため、定期的な訓練とマニュアルの改訂を実施していく。

### 6 成果指標値及びコスト等の推移

	成果指標值		総合計画	予算額等(冊)	必要概算
	目標	実 績	目標数値	所要時間(暗)	ユスト(冊)
前々年度 (HIO 年度)	1.0	0.9	県備蓄 1 ヵ所 121 品目 流通備蓄 4 ヵ 所 121 品目	4,749 883	8,440
<i>前年度</i> <i>(H</i> l1 <i>年</i> 度)	1.0	0.99	同上	5,106 800	8,426
<i>本年度</i> (H12 年度)	1.0	1.0	同上	5,266 800	8,618
本年度補正後 (Hl2 年度)				+ (or ) 230 + (or ) 50	+ (or ) 440
翌年度 (H13 年度)	1.0		同上	5,461 900	9,232
計画目標年次 (H 年度)	1.0		同上		



各事務事業名の右に付した矢印は、それぞれの事務事業に対する力の入れ具合である「注力」の変化の方向を表している。

## 8 基本事務事業を構成する事務事業の詳細 新規事務事業には、事務事業名に(新)を付す

が <del>以手が手来には、手が手来台に(</del> が <i>)を</i> 以り										
事務事業名 (担当課)	成果指標名	事務事業の概要	13 年度 予算額 (刊)	予算額 前年度比 (± <del>111</del> )	13 年度 所要時間 (時間)	所要時間 前年度比 (±時間)				
激甚災害時医薬品等 備蓄·供給事業 (薬務食品課)	医薬品備蓄率	激甚災害時の被災者を対象に発災後 1 日から 2 日間に必要な医薬品を備蓄する。 備蓄医薬品及び 3 日目以降の県外等からの救援医薬品等の円滑な供給をする。	5,461	35	900	50				